

(仮 訳)

プレス・リリース

2012年7月6日

バーゼル銀行監督委員会
証券監督者国際機構

**バーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構による
清算集中されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する市中協議文書の公表**

本日、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）及び証券監督者国際機構（以下、「IOSCO」）は清算集中されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する市中協議文書を公表した（国際決済銀行及びIOSCOのウェブサイトにおいて入手可能）。

2009年、G20首脳は、店頭（OTC）デリバティブ市場におけるシステム・リスクを低減するための改革プログラムを開始した。特に、店頭デリバティブ取引に関する透明性の向上及び規制強化に向けて、清算集中義務を含む多くの取組みが合意された。しかしながら、清算集中義務は標準化された店頭デリバティブ取引にのみ適用されるため、標準化されない商品については、中央清算機関で清算されないまま相対取引のカウンターパーティー・リスク管理下に置かれ続けることとなる。

2011年、G20首脳は、清算集中されないデリバティブ取引に係る証拠金規制を改革プログラムに加えることに合意した。これらの規制は店頭デリバティブ市場におけるシステム・リスクを更に低減することを可能にする。加えて、当該規制は、清算集中されないデリバティブ取引に係る一般的により高いリスクを反映することによって、デリバティブ取引の標準化を促し、清算集中を促進する。本日公表された市中協議文書は、証拠金に係る慣行及び担保の取扱いに関する一連のハイレベルな原則を提示し、清算集中されないデリバティブ取引に係る証拠金規制を提案するものである。

これらの政策提案は、清算集中されないすべての店頭デリバティブ取引に対し、適切な証拠金に係る慣行が確立されることを主眼とした一連の主要な原則を通じて、はつきりと示されている。これらの原則は、金融機関又はシステム上重要な非金融機関が関与するすべての取引に適用される。

規制裁定取引を防止するためには、証拠金規制及びその実施に関する国際的な整合性は重要である。このため、本提案は、証拠金規制に関する国際的な整合性が達成されるよう

策定されている。本政策提案で想定されている規制制度間の相互作用は、法域間で整合性のある証拠金規制が整備されることにつながる。

また、金融市場及びより広義の金融システムに対する証拠金規制の潜在的な影響を考慮することも重要である。その潜在的な効用については、証拠金規制を満たす際にデリバティブ取引の相手方が高流動性・高品質の担保の提供を求める必要性から生じる流動性への影響と比較衡量すべきである。したがって、バーゼル委と IOSCO は市中協議期間中に定量的影響度調査（QIS）を実施することを予定している。

バーゼル委及び IOSCO は、本証拠金規制の規制対象範囲、実現可能性、及び影響に関する質問について市中の反応を聞きたいと考えている。市中協議への回答は、QIS の結果と共に、本年末までに、清算集中されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の最終共同提案を取り纏める際に考慮される。

本市中協議文書に対するコメントは、**2012 年 9 月 28 日（金）**までの間、baselcommittee@bis.org 宛又は wgmr@iosco.org 宛電子メールで受け付ける。また、The Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, CH-4002 Basel, Switzerland 宛又は The Secretariat of IOSCO at Oquendo 12, 28006 Madrid, Spain 宛郵送でも受け付ける。すべてのコメントは、コメント提供者が明示的に非公開を望まない限り、国際決済銀行及び IOSCO のウェブサイトに掲載される予定である。